

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
足寄公務員宿舎消防用設備点検	2024E-9		
	防衛大臣承認	令和 年 月 日	
	作 成	令和 6年 5月 9日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	足寄弾薬支処総務科営繕班	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、足寄弾薬支処において実施する足寄公務員宿舎消防用設備点検（以下、「点検」という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

国土交通省公共建築工事標準仕様書

b) 法令等

消防法（以下、「法」という。）

消防法施行令（以下、「令」という。）

昭和50年10月16日消防庁告示第14号「消防用設備等の点検基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（以下、「告示第14号」という。）

平成16年5月31日消防庁告示第9号「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」（以下、「告示第9号」という。）

1.4 消防用設備の種類（特殊消防用設備は除く）

消防用設備の種類は表1による。

-表1-

備等 通常用いられる消防用設備	消防の用に供する設備	消火設備	消火器及び簡易消火用具
			屋内消火栓設備
			スプリンクラー設備
			水噴霧消火設備
			泡消火設備
			不活性ガス消火設備
			ハロゲン化物消火設備

-表 1 (続き) -

通常用いられる消防用設備等	消防の用に供する設備	消火設備	粉末消火設備
			屋外消火栓設備
			動力消防ポンプ
		警報設備	自動火災報知設備
			ガス漏れ火災警報設備
			漏電火災警報器
			消防機関へ通報する火災報知設備
			警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他非常警報器具及び非常警報設備(非常ベル、自動式サイレン及び放送設備)
		避難設備	すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具
			誘導灯及び誘導標識
消防用水	防火水槽又はこれに代わる貯水池その他用水		
消火活動上必要な施設	排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備		

2 点検に関する要求

2.1 一般的要求

本点検は、発注者が管理する国家公務員宿舎に設置されている消防用設備の点検を法第 17 条の 3 の 3 に基づき実施するものである。

2.2 点検実施場所

足寄郡足寄町南 3 条 4 丁目 1 番地 2 足寄公務員宿舎 (40 戸)

2.3 点検実施日

実施日は契約締結後、発注者及び受注者間の日程調整により決定するものとする。

2.4 被点検設備及び数量

被点検設備の種類及び数量は表 2 に示す。

-表 2-

連番	消防用設備の種類	規格	数量
1	消火器	初田製作所 KLD6 粉末 2kg 消第 23-151	16 本
2	避難器具 (避難はしご)	ナカ工業株 金属製はしご (ハッチ式) は第 62~2 号	8 台

2.5 点検要領

点検の細部要領については、告示第 9 号及び告示第 14 号に基づき実施するものとし、点検の種類等は調達要領指定書 (特記仕様書) にて指定する。

3 品質保証

監督及び検査は、発注者が定める監督・検査実施要領による他、点検結果報告書の確認を受けるものとする

4 その他の指示

4.1 提出書類

4.1.1 役務工程表

点検実施に先立ち、役務工程表を作成し監督官へ提出するものとする。

4.1.2 点検結果報告書

点検結果報告書は、告示第9号及び告示第14号に基づき作成する。提出要領については調達要領指定書（特記仕様書）により指定する。

4.1.3 その他提出書類

その他、監督官に提出を求められた書類がある場合は速やかに提出するものとする。

4.2 秘密保全及び安全管理

4.2.1 図面

受注者は、発注者から貸与された図面等を当該関係者以外に貸出、複写、閲覧させてはならない。

4.2.2 安全管理

- a) 本点検の安全管理は遺漏なく行い事故防止に留意するとともに、事故等の発生においては、受注者の責任において処置し、速やかに監督官に報告するものとする。
- b) 点検実施中に対象機器等の不備又は機能に不良個所を発見した場合は、直ちに監督官に報告し、その処置について指示を受けなければならない。
- c) 受注者は、常に点検の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

4.3 疑義

本点検に関して疑義が生じた場合は、監督官に協議しなければならない。ただし、軽微なものについては、監督官の指示に従うものとする。

4.4 補償

- a) 点検実施中、対象機器等に損害を与えた場合は、監督官に報告するとともに、受注者の責任において原状回復させるものとする。
- b) 点検完了後、対象機器等が機能不良となり、その原因が受注者の責に帰すべき理由のものは、その責任において原状回復させるものとする。

4.5 電気及び水

本点検で必要とされる電気及び水は、全て受注者の負担とする。